

## 登録入居申込書

- (1) 希望の団地並びに条件にあった住宅に入居できるときには、受付順により連絡します。
- (2) 登録入居申請後、申請時と現状（住所・電話番号等）が変わった時は、必ず連絡してください。連絡がつかない場合は、次の順番の方に連絡することになります。なお、2回連絡しても連絡がつかない場合は、登録を取り消します。
- (3) 母子世帯・父子世帯において、待機中に全ての子どもが20歳に達した時、または高齢者世帯、障害者世帯、小さな子どものいる世帯、多子世帯において、その世帯に該当者がいなくなった時など、登録要件を満たさなくなった場合は登録を取り消します。
- (4) 入居の順番が巡ってきた時に、入居資格を満たされていなければ、入居できません。
- (5) 入居の順番が巡ってきた時に、自己の都合で入居を辞退した場合は、次の順番の方に連絡します。2回連続して辞退した場合は、登録を取り消します。
- (6) 期限までに入居の手続きをしない場合は、入居資格は喪失し、登録を取り消します。
- (7) 特定の住宅を指定することはできません。（但し、バリアフリー住宅は除く。）
- (8) 登録の継続期間中に一般公募に申し込みをした場合、その登録は取り消します。
- (9) 登録の継続期間中に希望の団地を変更する場合は、新たに登録入居申請が必要です。
- (10) 登録の継続期間は最長で2年間となります。

### 記

以上のことを承知のうえ、県営住宅入居申込整理票を添えて登録入居を申し込みます。

申込年月日                                  年                  月                  日

申 込 者                                  住 所

氏 名

連絡先

希望団地

団地

香川県土木部住宅課長 殿